

株式会社ベルニクス
埼玉県さいたま市南区根岸5-7-8
TEL: 050-3821-7950 FAX: 048-864-7906
品質保証部部长
今井寛和



製品中の化学物質に関する不使用保証書

弊社は、下記対象製品に対しては(1)項に記載する「対象化学物質」を意図的に含まない又は
閾値未満である事を保証致します。

ただし、(2)項に該当する項目については適用除外とさせていただきます。

対象製品	BDA シリーズ
------	----------

(1) 対象化学物質『RoHS指令10物質』

項	物質名	規制閾値
1	カドミウム及びその化合物	100ppm 未満
2	鉛及びその化合物	1000ppm 未満
3	水銀及びその化合物（農薬用アルキル水銀化合物を除く）	1000ppm 未満
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満
5	PBB（ポリ臭化ビフェニル類）	1000ppm 未満
6	PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル類）	1000ppm 未満
7	DEHP（フタル酸ジ-2-エチルヘキシル）	1000ppm 未満
8	DBP（フタル酸ジ-n-ブチル）	1000ppm 未満
9	BBP（フタル酸ブチルベンジル）	1000ppm 未満
10	DIBP（フタル酸ジイソブチル）	1000ppm 未満

※閾値は「RoHS 指令 (2011/65/EU) 及び (EU) 2015/863」に準じています。

(2) 上記対象化学物質において下記項目は適用除外に該当致します。

物質名	適用除外項目
カドミウム及び その化合物	電気接点中のカドミウムとその化合物
	電池材料としての用途（欧州電池指令 91/157/EEC による）
	包装材の用途で 100ppm 以下※
六価クロム化合物	包装材の用途で 100ppm 以下※
鉛及びその化合物	高融点はんだの中の鉛（鉛が 85% を越えて含有する錫/鉛はんだ合金）
	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例 圧電素子）、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品
	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛
	合金成分として下記含有濃度以下の合金
	■鋼材： 0.35wt% 未満
	■アルミニウム合金： 0.4wt% 未満
	■銅合金： 4wt% 未満
	電池材料としての用途（欧州電池指令 91/157/EEC による）
水銀及びその化合物	包装材の用途で 100ppm 以下※
	電池材料としての用途（欧州電池指令 91/157/EEC による）
	包装材の用途で 100ppm 以下※

※包装材については水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の含有量の総合計が 100ppm 以下とする